



5. 犯罪被害者支援業務

5-1 平成24年度における業務の概況

(1) 第2次犯罪被害者等基本計画における法テラスの課題

平成23年3月に閣議決定された第2次犯罪被害者等基本計画における、法テラスの検討するおもな課題として以下の2点がある。

- ① 被害者参加人への旅費等の支給（被害者参加旅費等支給）と被害者参加人のための国選弁護士制度における資力要件の緩和
- ② 損害賠償請求訴訟等の準備及び追行の過程で、代理人である弁護士等がカウンセラー等を犯罪被害者等との打合わせに同席させるための経費の公費負担

被害者参加旅費等支給については、最高裁、法務省刑事局と協議を重ね、裁判所と検察庁の協力のもと、法テラスが支給主体となることが確定した。平成25年12月1日から施行される。

カウンセラー同行費用の公費負担については、法テラスでは犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士や犯罪被害者支援団体、犯罪被害者団体、被害者等へのアンケートを実施し、多くのご協力をいただいた。このアンケートの結果を参考にしながら、民事法律扶助一課とともに法務省及び関係機関との協議をすすめ、民事法律扶助制度でカウンセラーの同行費用の立替えを実施することとして、準備を進めている。

(2) 性犯罪・DV被害者への支援

平成24年度の犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介業務では、制度開始以来紹介件数が初めて1,000件を超えた（平成24年度実績1,013件）。事件内容は性犯罪とDVの被害者が多く、合わせて全体の6割を超えている。事件数は性犯罪・DVとも昨年度より約3割増加しており、法テラスでは支援態勢の強化に取り組んでいる。

法テラスでは、内閣府が進める「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの設置・運営」に協力し、連携態勢の構築を図るように取り組んでいる。犯罪被害者支援業務担当職員研修では内閣府犯罪被害者等施策推進室参事官から平成24年5月に発表された「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター開設・運営の手引」について講義いただいた。

また、経済的に余裕のない被害者等が法テラスの提供する援助制度を利用しやすくなるように、ワンストップ支援センターや被害者支援センターを日本弁護士連合会委託援助制度の指定相談場所とする連携が始まっている。

多くの地方事務所が、自治体が主催するDV防止法第9条連絡協議会へ参加し、連携を強化しており、DV専門相談を実施する地方事務所も少しずつ増えている。

被災地出張所である法テラス南三陸では、平成24年2月から内閣府男女共同参画局との連携により「女性の悩みごと相談」を実施している。この事業は内閣府の「東日本大震災被災地における女性の悩み・暴力相談事業」の一環で、その必要性から当初の予定を再々延長し、平成26年3月までの継続となっている。

性犯罪・DVの案件は今後も増えると思われ、被害者個々の状況に寄り添った支援ができるよう、関係機関との連携を充実させるとともに、支援にあたる女性弁護士を増やしてほしいという被害者等からの要望に応えられるよう努めるなど、弁護士紹介の態勢の充実を図りたい。

(3) 研修

平成24年度の犯罪被害者支援業務担当職員研修ではワンストップ支援センターの講義のほかに、平成24年10月に障害者虐待防止法が施行されたことから、障害者の権利擁護に取り組んでいる弁護士による講義、警察庁犯罪被害者支援室の臨床心理士による犯罪被害者の心理と二次的被害の防止等についての講義及び研修参加者同士による事例検討会を実施した。また、サポートダイヤルの被害者支援ダイヤルのオペレーターに対して、DV、性犯罪の被害者対応についての研修や犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士による実際の支援活動に基づく講義を行った。

今後も犯罪被害者支援業務担当職員の知識とスキルの向上を図り、多種多様な事案にもきめ細やかな対応ができる態勢を整えていきたい。



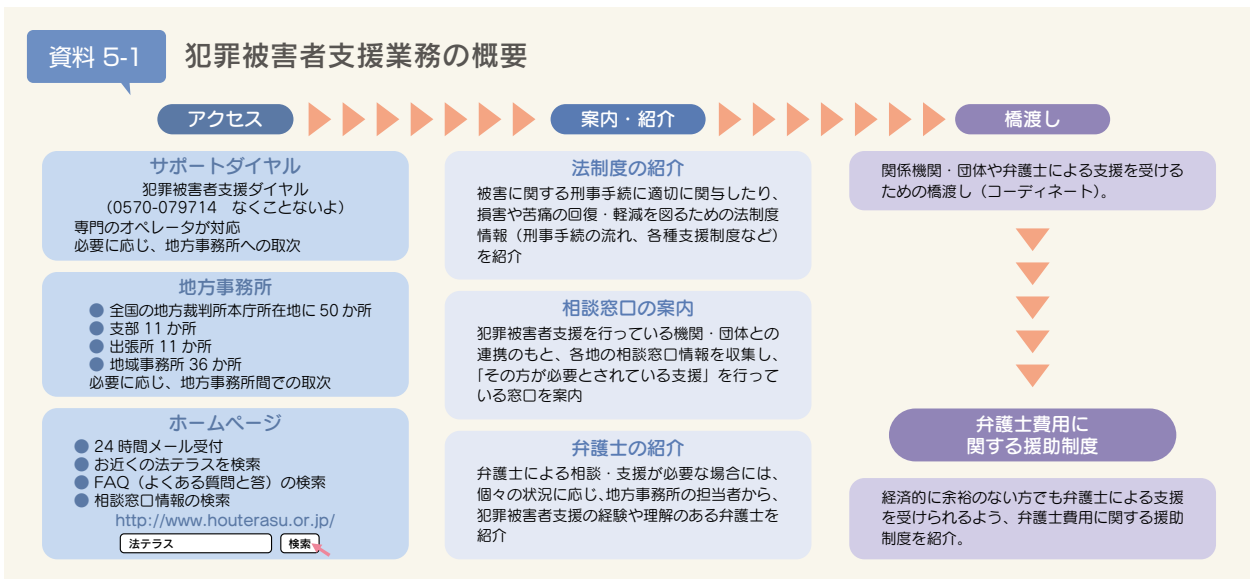
研修を重ね、担当職員の知識とスキル向上を図る

5-2 犯罪被害者支援業務

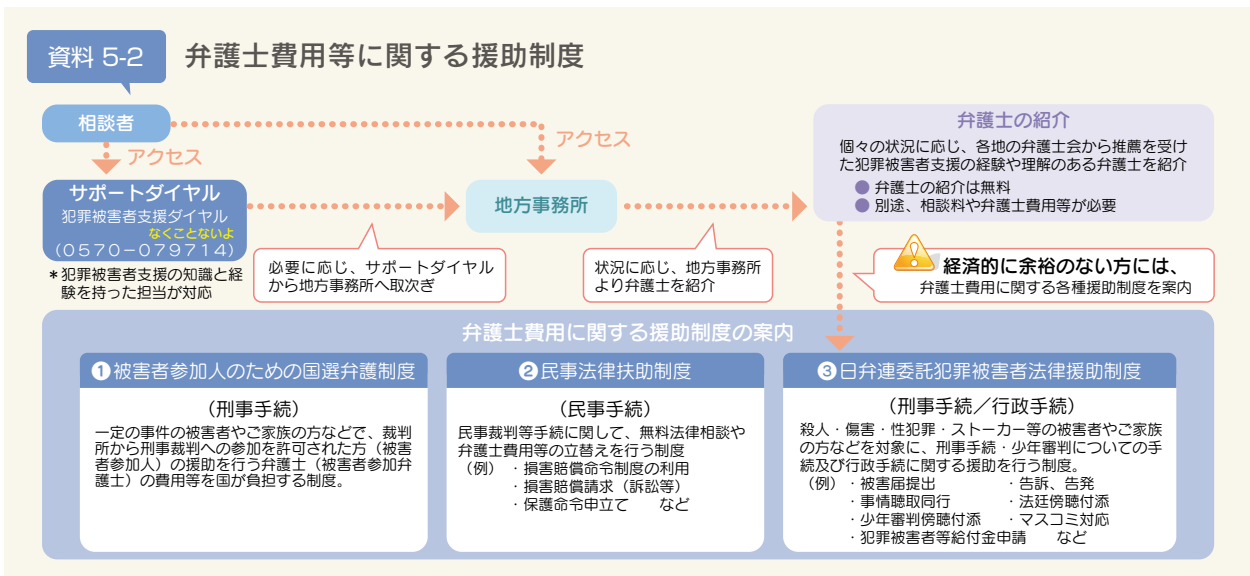
(1) 犯罪被害者支援業務等の概要

法テラスが実施する犯罪被害者支援業務は、犯罪の被害にあわれた方やご家族の方などが、そのとき最も必要な支援が受けられるよう、次の業務を行うものである。

- (ア) 犯罪被害者支援を行っている機関・団体の案内（紹介、取次等）
- (イ) 刑事手続の仕組みや、損害や苦痛の回復・軽減を図るための制度に関する情報の提供
- (ウ) 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介
- (エ) 被害者国選弁護関連業務（後記5-3で詳述する）



また、経済的に余裕がなく、資力などについて一定の要件に該当する方は、資料5-2①～③の弁護士費用等に関する援助制度の対象となる。



(2) サポートダイヤル（犯罪被害者支援ダイヤル）

ア お問合せ件数について

サポートダイヤルには、一般ダイヤルの電話番号「0570-078374（おなやみなし）」のほか、犯罪被害者支援専用の電話番号「犯罪被害者支援ダイヤル 0570-079714（なくことないよ）」を設け、犯罪被害者支援の知識や経験を有する担当者が、二次的被害を与えないよう心情に配慮しながら、情報提供を行っている。

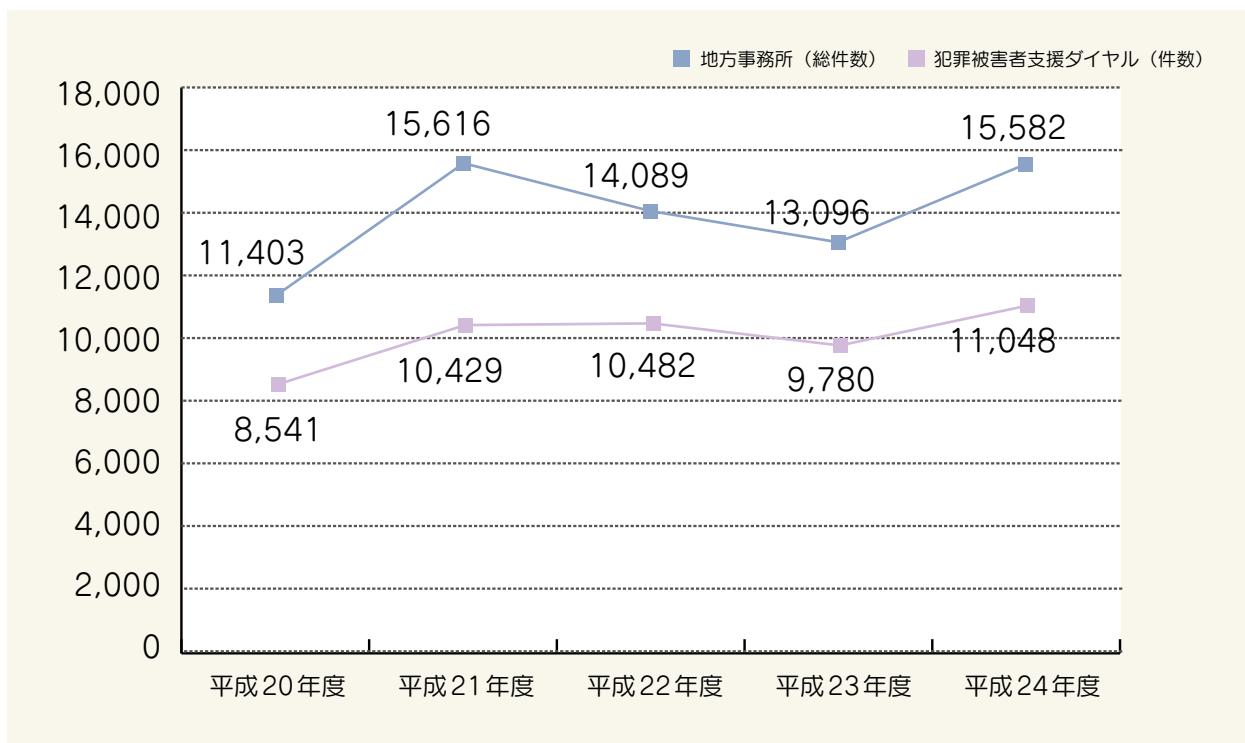
年度ごとのお問合せ件数は資料5-3のとおりである。平成23年度はサポートダイヤルの移転と東日本大震災の影響もあり、平成24年度のお問合せ件数は11,048件で前年度に比べて1,268件増加した。業務開始以降のお問合せ件数は計60,255件となった。

資料 5-3 犯罪被害者支援ダイヤルと地方事務所におけるお問合せ件数の推移

お問合せ対応実績	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
犯罪被害者支援ダイヤル（件数）	8,541	10,429	10,482	9,780	11,048
地方事務所（総件数）	11,403	15,616	14,089	13,096	15,582

【参考】 業務開始(平成18年10月)～平成24年度末

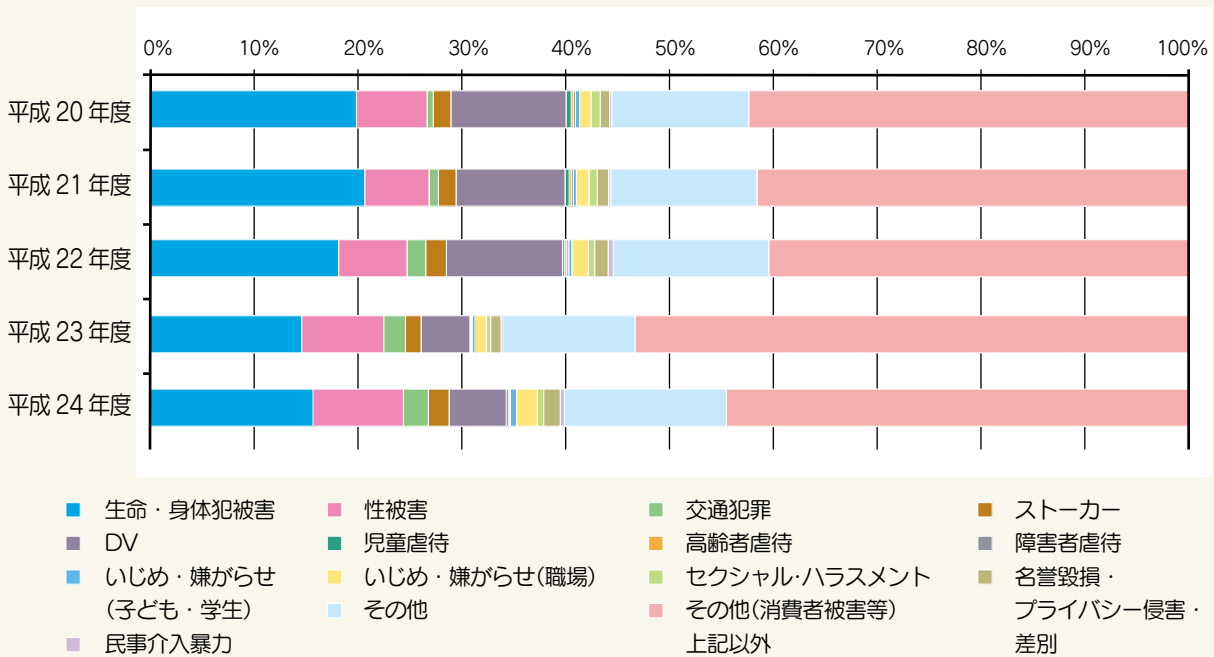
犯罪被害者支援ダイヤル（件数）	60,255 件
地方事務所（総件数）	78,802 件



イ お問合せ内容について

平成24年度におけるお問合せ内容の内訳は資料5-4のとおりである。生命・身体犯被害、性被害、ドメスティック・バイオレンス（DV）、交通犯罪、ストーカー、いじめ・嫌がらせ（職場、子ども・学生）、名誉毀損・プライバシー侵害・差別、セクシャル・ハラスメント、児童・高齢者・障害者虐待、民事介入暴力に関するお問合せのほか、「その他の被害者相談、刑事手続、犯罪の成否等」を合わせると、これらが5割以上（55.5%）であり、その他は、振り込め詐欺や不当請求などの消費者被害に関するものである。

資料5-4 犯罪被害者支援ダイヤルで対応したお問合せ内容の内訳の推移

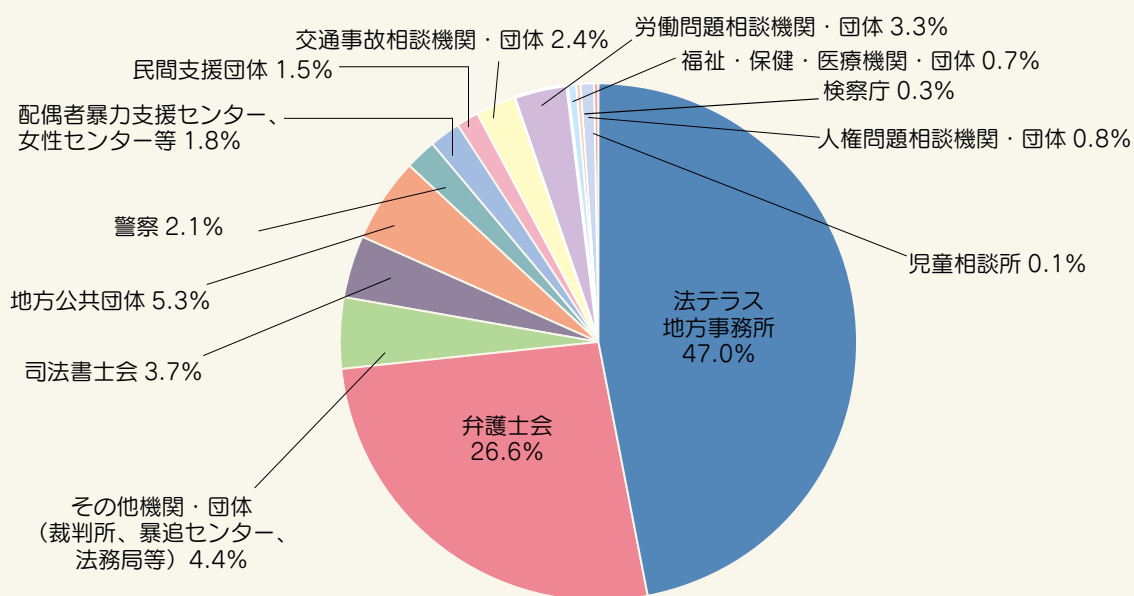


年度	生命・身体犯被害	性被害	交通犯罪	ストーカー	DV	児童虐待	高齢者虐待	障害者虐待	いじめ・嫌がらせ(子ども・学生)	いじめ・嫌がらせ(職場)	セクシャル・ハラスメント	名誉毀損・プライバシー侵害・差別	民事介入暴力	その他(消費者被害等) 上記以外	計	
平成20年度	19.9%	6.8%	0.6%	1.7%	11.1%	0.5%	0.2%	0.4%	1.1%	0.9%	0.9%	0.2%	13.2%	42.5%	100.0%	
平成21年度	20.7%	6.2%	0.9%	1.7%	10.5%	0.4%	0.2%	0.3%	1.2%	0.8%	1.1%	0.2%	14.1%	41.7%	100.0%	
平成22年度	18.2%	6.6%	1.8%	2.0%	11.2%	0.2%	0.2%	0.3%	1.6%	0.6%	1.3%	0.5%	15.0%	40.5%	100.0%	
平成23年度	14.6%	7.9%	2.1%	1.5%	4.7%	0.1%	0.1%	0.0%	0.3%	1.1%	0.4%	1.0%	0.2%	12.7%	53.3%	100.0%
平成24年度	15.7%	8.7%	2.4%	2.0%	5.5%	0.2%	0.1%	0.1%	0.6%	2.0%	0.6%	1.6%	0.4%	15.6%	44.5%	100.0%

ウ 紹介先

平成24年度における犯罪被害者支援ダイヤルで対応したお問合せに対する紹介先は、資料5-5のとおり、法テラス地方事務所が約5割（47.0%）のほかは、弁護士会が最も多く、これに次いで地方公共団体、その他機関・団体（裁判所、暴追センター、法務局等）、司法書士会、警察、労働問題相談機関、交通事故相談機関、民間支援団体、配偶者暴力相談支援センター・女性センター、福祉・保健・医療機関・団体、人権問題相談機関・団体、検察庁となっている。

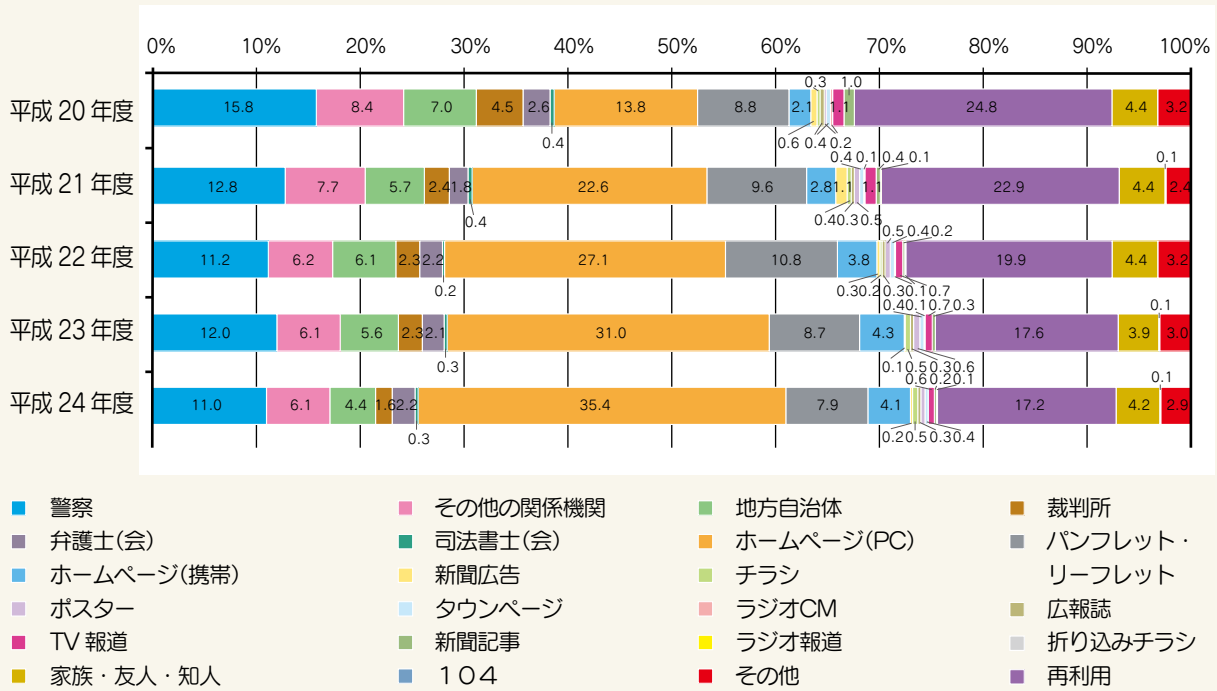
資料5-5 平成24年度犯罪被害者支援ダイヤルで対応したお問合せに対する紹介先



エ 認知媒体

平成24年度の犯罪被害者支援ダイヤルにおける認知媒体は資料5-6のとおりである。広報及び関係機関を通じて法テラスを知る場合が約7割（74.9%）となっている。特に広報のツールとしては、ホームページの割合が年々増加しており（平成23年度の35.3%から平成24年度は39.5%に増加）その重要性は高いといえる。

資料5-6 犯罪被害者支援ダイヤルの認知媒体の推移



認知媒体	警察	その他の関係機関	地方自治体	裁判所	弁護士(会)	司法書士(会)	ホームページ(PC)	パンフレット・リーフレット	ホームページ(携帯)	新聞広告	チラシ	広報誌
平成20年度	15.8%	8.4%	7.0%	4.5%	2.6%	0.4%	13.8%	8.8%	2.1%	0.6%	0.3%	0.4%
平成21年度	12.8%	7.7%	5.7%	2.4%	1.8%	0.4%	22.6%	9.6%	2.8%	1.1%	0.4%	0.3%
平成22年度	11.2%	6.2%	6.1%	2.3%	2.2%	0.2%	27.1%	10.8%	3.8%	0.3%	0.2%	0.3%
平成23年度	12.0%	6.1%	5.6%	2.3%	2.1%	0.3%	31.0%	8.7%	4.3%	0.1%	0.5%	0.3%
平成24年度	11.0%	6.1%	4.4%	1.6%	2.2%	0.3%	35.4%	7.9%	4.1%	0.2%	0.5%	0.3%

認知媒体	ポスター	タウンページ	ラジオCM	折込チラシ	TV報道	新聞記事	ラジオ報道	再利用	家族・友人・知人	104	その他	合計
平成20年度	0.2%	0.4%	0.2%	0.0%	1.1%	1.0%	0.0%	24.8%	4.4%	0.0%	3.2%	100.0%
平成21年度	0.5%	0.4%	0.1%	0.0%	1.1%	0.4%	0.1%	22.9%	4.4%	0.1%	2.4%	100.0%
平成22年度	0.5%	0.4%	0.0%	0.1%	0.7%	0.2%	0.1%	19.9%	4.4%	0.0%	3.2%	100.0%
平成23年度	0.6%	0.4%	0.0%	0.1%	0.7%	0.3%	0.0%	17.6%	3.9%	0.1%	3.0%	100.0%
平成24年度	0.4%	0.3%	0.0%	0.0%	0.6%	0.2%	0.1%	17.2%	4.2%	0.1%	2.9%	100.0%

(3) 地方事務所

法テラスでは、全国の地方事務所において、電話によるもののほか、担当者との面談による情報提供や、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介及び後述の被害者国選弁護関連業務を行っている。

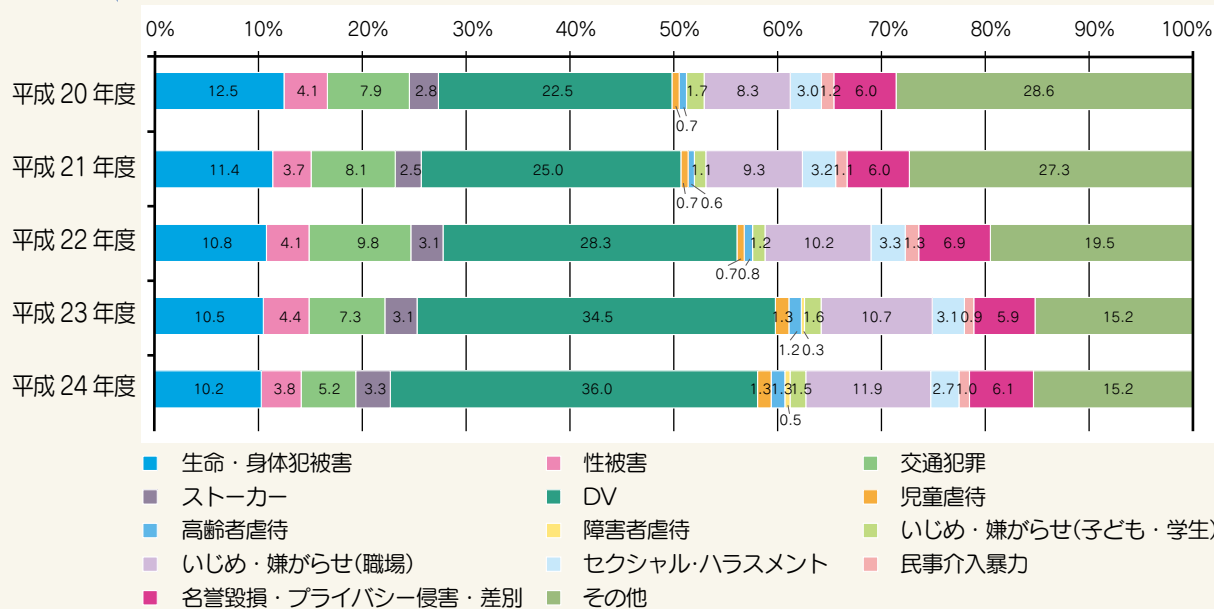
ア お問合せ件数について

業務開始以降の「犯罪被害・刑事手続等」に関するお問合せ件数は、前掲資料5-3、5-4のとおりである。年度ごとの件数は平成21年度をピークに昨年まで減少していたが、平成24年度は増加した。地方事務所ごとに広報活動を工夫しており、関係機関との連携等を通して、法テラス犯罪被害者支援業務の認知度は高まってきたが、なお一層の周知が必要であると考えられる。業務開始以降のお問合せ件数は計78,802件となった。

イ お問合せ内容について

平成24年度におけるお問合せ内容の内訳は資料5-7のとおりである。おもなお問合せ内容は、DV、いじめ・嫌がらせ（職場、子ども・学生）、生命・身体犯被害、交通犯罪、名誉毀損・プライバシー侵害・差別、性被害、セクシャル・ハラスメント、ストーカー、児童・高齢者・障害者虐待、民事介入暴力に関するお問合せのほか、「その他の被害者相談、刑事手続、犯罪の成否等（その他の被害者相談等）」であり、そのうちDV案件は全体の3割以上（36.0%）を占めている。

資料5-7 地方事務所で対応したお問合せ内容の内訳の推移

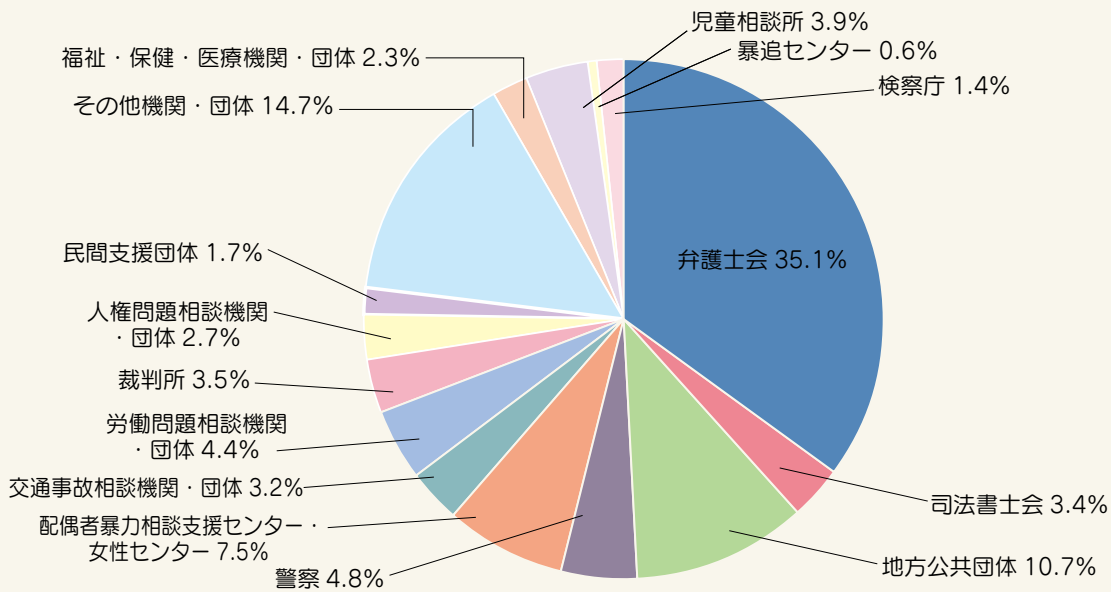


問い合わせ件数(実績管理1)	生命・身体犯被害	性被害	交通犯罪	ストーカー	DV	児童虐待	高齢者虐待	障害者虐待	いじめ・嫌がらせ(子ども・学生)	いじめ・嫌がらせ(職場)	セクシャル・ハラスメント	民事介入暴力	名誉毀損・プライバシー侵害・差別	その他	計
平成20年度	12.5%	4.1%	7.9%	2.8%	22.5%	0.7%	0.7%	-	1.7%	8.3%	3.0%	1.2%	6.0%	28.6%	100.0%
平成21年度	11.4%	3.7%	8.1%	2.5%	25.0%	0.7%	0.6%	-	1.1%	9.3%	3.2%	1.1%	6.0%	27.3%	100.0%
平成22年度	10.8%	4.1%	9.8%	3.1%	28.3%	0.7%	0.8%	-	1.2%	10.2%	3.3%	1.3%	6.9%	19.5%	100.0%
平成23年度	10.5%	4.4%	7.3%	3.1%	34.5%	1.3%	1.2%	0.3%	1.6%	10.7%	3.1%	0.9%	5.9%	15.2%	100.0%
平成24年度	10.2%	3.8%	5.2%	3.3%	36.0%	1.3%	1.3%	0.5%	1.5%	11.9%	2.7%	1.0%	6.1%	15.2%	100.0%

ウ 紹介先

平成24年度における地方事務所で対応したお問合せに対する紹介先は、資料5-8のとおり、弁護士会が3割（35.1%）と最も多く、これに次いで地方公共団体、配偶者暴力相談支援センター・女性センター、交通事故相談機関・団体、警察となっている。

資料5-8 平成24年度地方事務所で対応したお問合せに対する紹介先



エ 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介業務について

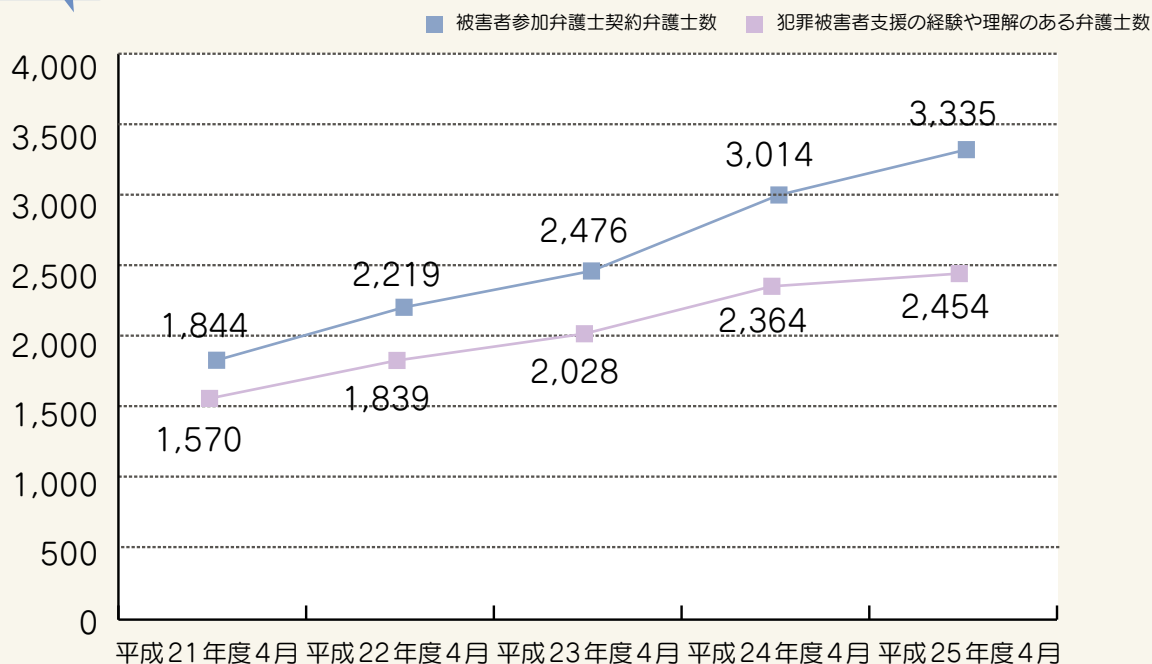
(ア) 弁護士数

弁護士会から推薦を受けた犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士は、資料5-9、5-10のとおり、平成25年4月1日現在で2,454名であり、前年度末より90名増加（約3.8%増）した。今後とも、弁護士確保の取組みを進めていく予定である。

資料 5-9 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士数の推移

地方 事務所名	人数					増減数	地方 事務所名	人数					増減数
	平成21年 4月1日	平成22年 4月1日	平成23年 4月1日	平成24年 4月1日	平成25年 4月1日			平成21年 4月1日	平成22年 4月1日	平成23年 4月1日	平成24年 4月1日	平成25年 4月1日	
東京	229	269	321	335	228	-1	岡山	29	29	27	42	41	12
神奈川	25	49	78	79	148	123	鳥取	11	11	10	21	21	10
埼玉	28	30	34	34	35	7	島根	14	13	16	17	20	6
千葉	43	43	56	102	92	49	福岡	149	177	187	196	217	68
茨城	31	39	43	49	54	23	佐賀	28	30	32	27	27	-1
栃木	22	22	31	40	42	20	長崎	15	15	24	28	34	19
群馬	25	25	25	25	25	0	大分	14	30	42	49	51	37
静岡	34	34	38	52	77	43	熊本	14	18	26	27	25	11
山梨	15	15	14	27	32	17	鹿児島	29	29	27	28	30	1
長野	42	76	76	75	75	33	宮崎	19	19	19	27	28	9
新潟	33	33	47	51	55	22	沖縄	12	11	11	11	11	-1
大阪	93	90	91	97	96	3	宮城	20	19	24	31	31	11
京都	51	84	94	104	107	56	福島	21	21	27	35	25	4
兵庫	59	64	63	66	65	6	山形	20	20	19	30	31	11
奈良	11	20	21	21	44	33	岩手	28	28	27	26	24	-4
滋賀	10	10	10	17	18	8	秋田	32	33	32	32	38	6
和歌山	28	28	29	36	35	7	青森	4	20	21	22	21	17
愛知	60	71	81	106	107	47	札幌	28	41	44	81	91	63
三重	32	32	31	31	31	-1	函館	14	13	12	16	18	4
岐阜	17	21	22	36	39	22	旭川	5	6	5	7	16	11
福井	22	21	23	33	35	13	釧路	17	17	17	19	19	2
石川	28	28	27	32	40	12	香川	23	37	26	28	31	8
富山	11	11	11	11	11	0	徳島	23	23	23	36	35	12
広島	10	11	12	22	19	9	高知	11	18	17	12	20	9
山口	16	16	16	16	16	0	愛媛	15	19	19	19	23	8
合計	1,570	1,839	2,028	2,364	2,454	884							

資料 5-10 被害者参加弁護士契約弁護士数の推移

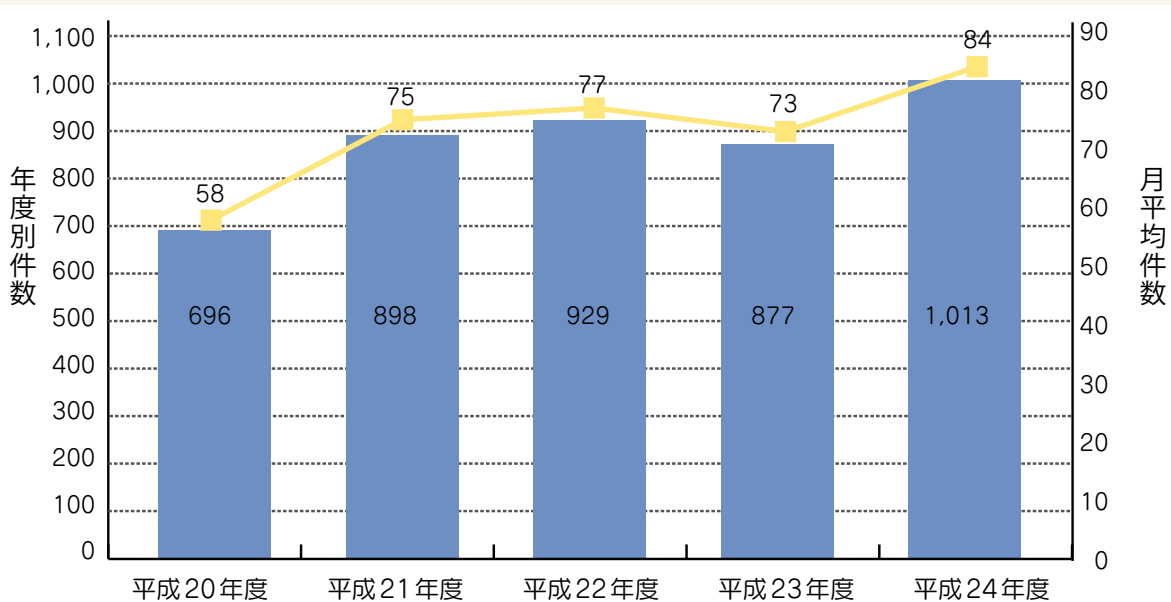


(イ) 紹介件数

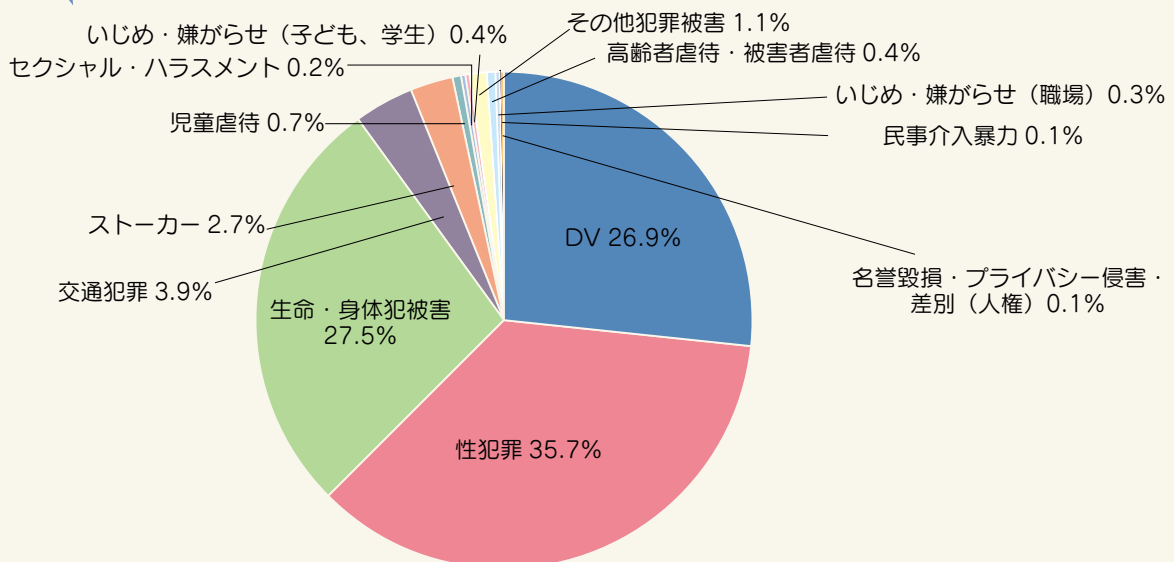
紹介件数及び被害種別内訳は、資料5-11、5-12のとおりである。年度ごとの件数は平成23年度は減少に転じたが、平成24年度は増加し1,000件を超え、1,013件となった。今後も弁護士を紹介する態勢の整備と拡充を図っていく。

また、弁護士を紹介した案件のおもな被害種別は、性被害、生命・身体犯被害、DVで、これらの被害種別で全体の9割を占めている。

資料5-11 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士紹介件数の年度別及び月平均件数の推移



資料5-12 平成24年度犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士紹介案件の被害種別内訳



5-3 被害者国選弁護関連業務

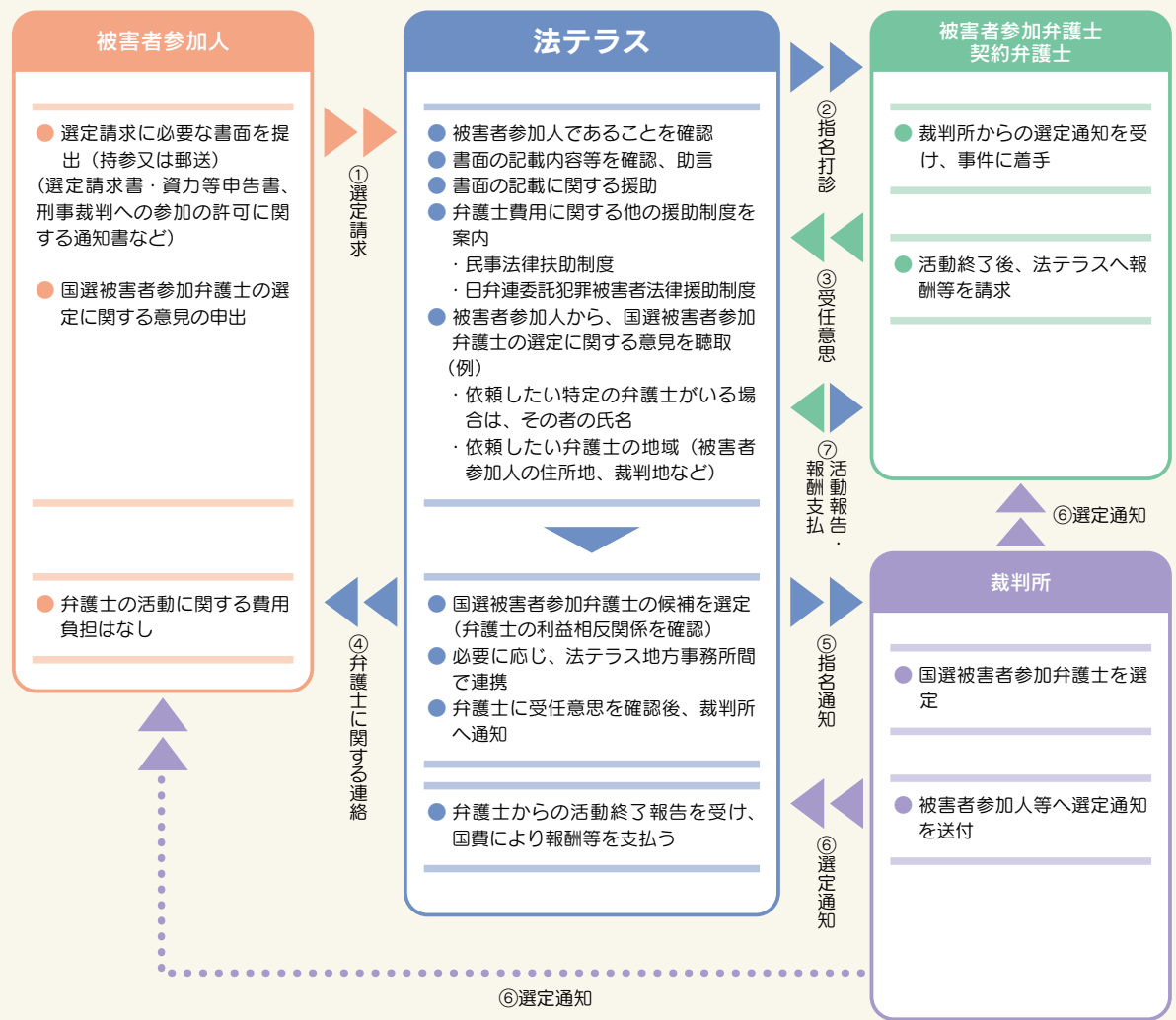
(1) 被害者参加制度等の概要

被害者参加制度とは、一定の重大犯罪の被害者等が、裁判所の決定により、公判期日に出席し、被告人に対する質問を行うなど、刑事裁判に直接参加することができる制度である。一定の重大犯罪とは、①殺人、傷害等の故意の犯罪行為により人を死傷させた罪、②強制わいせつ、強姦等の罪、③自動車運転過失致死傷等の罪、④逮捕及び監禁の罪、⑤略取、誘拐、人身売買の罪等である。

被害者参加人のための国選弁護制度とは、刑事裁判への参加を認められた犯罪被害者等（被害者参加人）が経済的に余裕のない方々である場合でも、弁護士による援助を受けられるようにするため、裁判所が国選被害者参加弁護士を選定し、国がその費用を負担する制度である。

法テラスでは、全国の地方事務所において、国選被害者参加弁護士になろうとする弁護士との契約締結、被害者参加人の意見聴取、国選被害者参加弁護士候補の指名及び裁判所への通知、国選被害者参加弁護士に対する報酬・費用の算定及び支払等の業務を行っている。

資料 5-13 国選被害者参加弁護士の選定請求手続の流れ



(2) 被害者国選弁護関連業務の実施状況

ア 被害者参加弁護士契約弁護士について

被害者参加弁護士契約弁護士の人数は資料5-14及び前掲資料5-10のとおり平成25年4月1日現在で3,335名であり、前年度末より321名増加（約10.6%増）した。被害者参加人のための国選弁護制度の円滑な実施を図るために、今後とも、さらなる契約弁護士確保の取組みを進めていく予定である。

資料 5-14 被害者参加弁護士契約弁護士数の推移

地方 事務所名	人数					増減数 平成21年4月1日～ 平成25年4月1日
	平成21年 4月1日	平成22年 4月1日	平成23年 4月1日	平成24年 4月1日	平成25年 4月1日	
東京	181	237	283	335	363	182
神奈川	67	84	106	128	149	82
埼玉	31	43	52	59	54	23
千葉	78	79	76	114	161	83
茨城	34	46	52	76	82	48
栃木	19	22	40	56	64	45
群馬	38	39	40	51	52	14
静岡	36	37	38	43	44	8
山梨	18	19	18	28	34	16
長野	51	61	78	92	92	41
新潟	33	45	56	69	83	50
大阪	85	107	125	132	134	49
京都	50	62	57	91	122	72
兵庫	41	50	58	64	82	41
奈良	16	43	45	52	37	21
滋賀	19	19	20	27	30	11
和歌山	26	26	28	35	34	8
愛知	77	79	79	110	117	40
三重	27	32	38	38	44	17
岐阜	16	19	20	27	32	16
福井	18	20	26	29	37	19
石川	16	30	30	38	39	23
富山	16	17	17	19	19	3
広島	44	52	58	88	91	47
山口	42	46	55	57	66	24
岡山	22	22	23	38	44	22
鳥取	23	23	21	23	23	0
島根	18	20	23	27	29	11
福岡	102	138	156	164	191	89
佐賀	29	30	37	37	50	21
長崎	59	58	60	68	71	12
大分	30	39	49	58	58	28
熊本	70	86	100	103	115	45
鹿児島	33	39	30	36	33	0
宮崎	47	52	53	84	81	34
沖縄	27	26	27	29	30	3
宮城	25	25	35	43	44	19
福島	19	22	23	23	26	7
山形	26	26	32	36	37	11
岩手	27	28	25	25	36	9
秋田	13	15	14	18	25	12
青森	4	20	16	24	24	20
札幌	52	72	72	102	110	58
函館	11	15	16	20	26	15
旭川	20	24	28	38	43	23
釧路	19	24	28	34	39	20
香川	17	19	26	28	29	12
徳島	29	28	29	47	46	17
高知	12	19	23	20	31	19
愛媛	31	35	35	31	32	1
合計	1,844	2,219	2,476	3,014	3,335	1,491

イ 選定請求状況について

制度施行（平成20年12月）から平成25年3月までに、計1,048件の選定請求を受け付けた。罪名別件数及び総件数に占める罪名別割合は資料5-15、5-16のとおり、強姦・強制わいせつ等が351件（33.5%）と最も多く、次いで殺人（殺人未遂）となっている。

司法統計によれば、通常第一審事件において、被害者参加が許可された者のうち国選被害者参加弁護士に委託した割合は全体で3割（30.4%）である（平成21年～平成24年）。

資料 5-15 選定請求件数及び罪名内訳

罪 名	選定請求件数						
	合計	(割合)	平成20年度 (4か月)	平成21年度 (12か月)	平成22年度 (12か月)	平成23年度 (12か月)	平成24年度 (12か月)
殺人(殺人未遂)	208	(19.8%)	6	50	40	45	67
傷害	159	(15.2%)	6	27	31	53	42
傷害致死	75	(7.2%)	4	5	19	25	22
強姦・強制わいせつ等	351	(33.5%)	6	68	77	91	109
危険運転致死傷	13	(1.2%)	0	3	3	2	5
業務上	5	(0.5%)	0	1	3	1	0
過失致死傷	3	(0.3%)	0	3	0	0	0
重過失	146	(13.9%)	5	31	31	40	39
自動車運転	13	(1.2%)	0	3	3	3	4
逮捕・監禁等	5	(0.5%)	0	2	1	1	1
略取・誘拐等	0	(0.0%)	0	0	0	0	0
人身売買	64	(6.1%)	2	9	21	19	13
強盗致死傷・強盗強姦等	5	(0.5%)	0	1	2	2	0
その他刑法犯	1	(0.1%)	0	1	0	0	0
特別法犯	1048	100.0%	29	204	231	282	302

資料 5-16 通常第一審事件のうち被害者参加の申出のあった件数と
国選弁護士への委託人員数(司法統計による)

罪名	被害者参加を許可された人員数					国選被害者参加弁護士への委託人員数					国選率 (B/A)
	21年	22年	23年	24年	合計(A)	21年	22年	23年	24年	合計(B)	
殺人(殺人未遂)	51	126	145	115	437	21	58	60	66	205	46.9%
傷害	65	63	60	71	259	24	27	31	29	111	42.9%
傷害致死	31	32	53	80	196	14	22	34	33	103	52.6%
強姦・強制わいせつ等	60	107	113	140	420	33	66	74	90	263	62.6%
危険運転致死傷	6	23	14	19	62	0	13	2	4	19	30.6%
業務上過失致死傷	14	12	19	66	111	0	0	1	0	1	0.9%
重過失致死傷	3	5	0	3	11	2	1	0	0	3	27.3%
自動車運転過失致死傷	282	345	369	381	1,377	23	34	22	50	129	9.4%
逮捕・監禁等	0	3	1	3	7	0	0	0	0	0	0.0%
略取・誘拐等	3	2	2	7	14	1	0	1	4	6	42.9%
強盗致死傷・強盗強姦等	15	70	75	55	215	8	39	29	32	108	50.2%
その他刑法犯	9	7	21	17	54	5	5	15	9	34	63.0%
道路交通法違反	20	43	27	40	130	0	7	3	6	16	12.3%
その他特別法犯	1	1	3	3	8	1	0	3	1	5	62.5%
合計	560	839	902	1,000	3,301	132	272	275	324	1,003	30.4%

(注) 平成21年から平成24年の被害者参加の申出人数は3,356名であり、被害者参加の申出をした者のうち98.4%
(3,301名) 参加が許可されている。

